

論 説

所得税と相続税・贈与税の二重課税論の着地点 (生保年金判決から 10 年を経て)

財務省大臣官房財政経済特別研究官
(前国税不服審判所次長)

中 村 信 行

◆SUMMARY◆

いわゆる「生保年金二重課税判決」(最三小判平成 22 年 7 月 6 日) から 10 年が経過した。同判決は、所得税法 9 条 1 項 16 号の趣旨を「同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したもの」と判断するとともに、本件年金に対しては、所得税を課することは許されないと判示し、所得税と相続税・贈与税との関係について議論を惹起することとなった。

同判決の後、10 年に渡る遡及措置を講じる特別な立法措置が講じられるという制度改正による対応がなされ、税務当局は、判決直後から従来にない対応により臨んだ。

本稿では、この二重課税の問題に関係する①贈与への課税の在り方、②所得税と相続税・贈与税との関係、③生命保険金課税との関係といった論点の整理・考察を試みている。そして、判決後 10 年を経て、関連訴訟も終結し、特例的な法的措置も廃止されるに至り、一連の影響はほぼ収束したとあってよいが、この間、所得税と相続税との関係についての深度ある検討が行われたことを大きな意義と評価している。

(令和 3 年 2 月 4 日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次	
第1章 はじめに	80
第2章 贈与への課税	81
第1節 受贈者への課税	81
第2節 贈与者への課税	82
第3節 贈与と相続	86
第3章 所得税と贈与税・相続税	87
第1節 所得税の非課税規定の意味	87
第2節 所得税に代えて贈与税・相続税で課税することの意義	88
第3節 結論	88
第4章 生保年金判決	88
第1節 生保年金判決の内容	88
第2節 最高裁判決の理解	90
第5章 一時所得と雑所得	90
第6章 生命保険の一時金と生保年金との関係	91
第7章 法改正による対応	93
第1節 その後の対応	93
第2節 判旨の整理	93
第3節 制度改正	94
第4節 まとめ	96
第8章 関連する訴訟	96
第1節 土地建物相続・譲渡事案	96
第2節 区分所有建物等相続・譲渡事案	96
第3節 みなし配当所得事案	97
第4節 まとめ	98
第9章 終わりに	98

第1章 はじめに

いわゆる「生保年金二重課税判決」(最三小判平成22年7月6日)から10年が経過した。同判決は、所得税法9条1項16号⁽¹⁾の趣旨を「同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したもの」との判断を示し、本件年金に対しては、所得税を課することは許されないと判示し、所得税と相続税・贈与税との関係について議論を惹

起することとなった。

本判決は、生保年金についての二重課税が問われたが、争いとなっていたのが、生保年金の第一回の年金支払分のみで、その金額については、所得税法9条1項16号をもとに、所得税の課税対象とならないとの判断を示した。しかし、生保年金への課税を全体としてどのように扱うべきかまでは具体的に踏み込んだ判示をしていなかった。

所得税と相続税・贈与税との二重課税といえ、従前から、含み益を有する資産への課税が、譲渡益課税と相続税・贈与税課税とが行われることについて、これをどう理解するか、すなわち、所得税と相続税・贈与税との間では、相続・贈与により取得した資産について、相続税・贈与税が課された上に、取得した資産の売却時の譲渡所得は、被相続人・受贈者が保有していた時期から生じたものも含めて計算されるため、二重に課税されるのではないかとの議論である。

最高裁判決を受けて、政府税制調査会において税法学者による理論の整理が行われ、早急に課税関係を整理するとともに、10年に渡る遡及措置を講じる特別な立法措置が講じられるという制度改革による対応がなされた。

その後、最高裁判決の射程を問うような訴訟が行われたが、最高裁の考えは、譲渡所得課税と相続税・贈与税との二重課税の問題には及んでいないことで収束しているといっている。

現時点に至って、所得税と相続税・贈与税の二重課税をめぐる議論は漸く落ち着きを見ているように思われる。もともと、この問題は、1) 贈与に対する課税の在り方、2) 所得税と相続税・贈与税との関係、3) 生命保険金課税との関係といった論点が関係しているが、これらを解きほぐしていけば、元よりある所得税と相続税・贈与税との関係があつて、それを踏まえた、最高裁の判決と直後の制度改革、そしてそれらを経た相続税・贈与税の現状を理解することができると思う。

第2章 贈与への課税

所得税と相続税・贈与税の二重課税を論じるに当たり、まず、贈与への課税から始める。

取引は、対価性のある取引（有償取引）と対価性のない取引（無償取引）とに分かれ、無償取引には様々な類型があるが、ここでは、当事者の一方が、ある財産を、その意思によ

り、対価なく相手方に与える行為、すなわち贈与、特に、含み益を有する資産の贈与を考える^②。なお、低廉譲渡を有償とみるか無償とみるかには両説ある^③が、ここでは、対価性のある取引（有償取引）に含まれるとみた上で、無償譲渡からは外しておく。

なお、論点は、所得税、相続税・贈与税のほか、法人税にもまたがっている。類似の概念がそれぞれの税目で固有の用語として用いられているが、本稿では、税目差を捨象した一般的な概念としての用語を用いる（具体的には、贈与者と受贈者、時価相当額、資産増加益、譲渡価額、取得価額。相続は個人対個人にしかないが、贈与は個人対個人以外の局面（法人対法人も含む）にも用いる。）。個々の税目の個別問題を解決する際には、個々の税目における正確な用語とのずれを解消していただきたい。

贈与は、相続及び遺贈と一括りにされることがあるが、当事者の意思に基づく取引としては贈与のほうが典型なので、本章においては、基本的に贈与を対象として、相続及び遺贈を含めるときは贈与等とする。相続及び遺贈には、被相続人の死を起因とするという点を重要な差異として認めねばならないが、その差異を以て、贈与と相続及び遺贈とを別に考えるべきか、同様に扱うべきかについては、本章の最後に論ずる（以下特に断らない限り、「相続」には遺贈を含む。）。

第1節 受贈者への課税

人が金銭や資産を贈与により取得（受贈）した場合、受贈者にとって資産の増加になるので、ここに所得を観念することに違和感はないだろう。一般に、個人の場合、包括的所得概念（純資産増加説）にたつて、一時的・偶発的・恩恵的利得であっても、利得者の担税力を増加させるものである限り、課税の対象とすることが公平負担の要請に合致するとされており^④、所得税もこの考えにたつてい

る。贈与により取得した資産の時価相当額だけ純資産は増加しており、所得を觀念できる。仮に時価による金銭対価を払って資産を取得すれば、純資産は、資産の時価額分増加し、金銭対価額を控除して、差し引きで変動はない。贈与を受ける場合は、受贈者において金銭の流出はないので資産の時価分増加する。

法人の場合は、企業会計において、
企業会計原則 第三 貸借対照表原則（資産の貸借対照表価額）〔資産の評価原則〕
五 〔無償取得資産の評価〕F 贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。

とされており、資産計上の反対勘定に、資産の時価相当額を、受贈益として計上するものとされている⁶⁾。

よって、課税上は、時価相当額について、個人の場合は所得税の課税対象となり（所得区分は、一般的には一時所得⁶⁾）、法人の場合は受贈益を認識することになる。だが、個人の場合、こうした扱いとなるのは、法人からの受贈であって、個人からの受贈は、所得税での課税は行われず、贈与税・相続税という、所得税とは別の税目による課税が行われる。受贈者への課税は、章を分けて論ずることとして、まずは、贈与者への課税をみてみる。

第2節 贈与者への課税

贈与において、資産の交付者は、意思に基づき資産を手放す立場である。個人の場合は、贈与は所得の処分（消費）として捉えられる。よって、贈与について、何らかの控除されることはない⁷⁾。

法人の場合、企業会計においては、一般に以下の仕訳がされ、取得価額相当額の損失が計上されるとされる。

贈与損（寄付）〇〇 資産（取得価額）〇〇

ところが、法人について、贈与についての課税処理は、こうした会計処理と異なる取り

扱いとなる。すなわち、法人税法 22 条 2 項において、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。」と、「無償による資産の譲渡」及び「無償による資産の譲受け」が明記されていて、贈与はここでいう無償譲渡に含まれると解される⁸⁾。後者の「無償による資産の譲受け」について受贈益を計上するところは企業会計と一致するが、前者の「無償による資産の譲渡」の場合も、収益となる。これにより、贈与法人において、資産増加益について課税がなされる。受贈側が個人か法人かは問わない。このように、法人の無償譲渡の場合に、譲渡法人において資産増加益が認識されることについては、「収益とは、外部からの経時的価値の流入であり、無償取引の場合は経時的価値の流入がそもそも存在しないことにかんがみると、この規定は、正常な対価で取引を行った者との間の負担の公平を維持し、同時に法人間の競争中立性を確保するために、無償取引からも収益が生ずることを擬制した創設的規定であると解すべきであろう」とされている⁹⁾。

ここでは、これが税法固有のものとされているが、企業会計上の扱いが上記のように資産増加益を認識しない扱いとされているかについては、『税法と企業会計の調整に関する意見書（昭和 41 年 10 月 17 日、企業会計審議会中間報告）』においても、『資産を無償譲渡又は低廉譲渡した場合に、当該資産の適正時価を導入して収益を計上することの当否については、企業会計原則上まだ何も触れるところがないので、これを明らかにすることが妥当である。』とされているが、40 年以上が経過する今日においても、いまだその会計処理については明確にされていない。¹⁰⁾とい

う指摘もあり、企業会計上の扱いは「明確でない」というところが正着であろう。「品川芳宣教授は『無償譲渡等については、利益計算上損益の総額表示が一層望ましいという見地から、企業会計上も税法の取扱いに準じた収益の認識計上（それに対応する損費の計上）が妥当であるとする見解があっても然るべきであると思われる。』として、企業会計の利益計算上、資産の無償譲渡時における収益の認識の是非について意見を述べている。」⁽¹¹⁾とあるように、税法の取扱いのほうがあるべきではないかと主張する者もいる。企業会計で資産増加益を認識するとしても、その分贈与損が増えるので、純額で贈与資産の取得価額が控除される結果となるため、最終的な利益には影響は生じない。純額で計上するほうが、企業の利益を測定する上では適切かもしれないが、資産への支配を清算するのであるから、その時点で観念的に資産増加益を認識すること自体は企業会計においても受け入れられるのではないだろうか。

さて、法人の無償譲渡についての説明は、負担の公平という観点において、個人からの無償譲渡にも同じことがいえるだろう。戦後税制の基本にはシャープ勧告があり、シャープ勧告直後の昭和 25 年税制改正は、シャープ勧告を反映して行われているが、その際には、贈与・相続の場合のみなし譲渡課税が含まれていた。

昭和 25 年税制改正により盛り込まれた条文は以下のとおりである⁽¹²⁾。

所得税法第 5 条の 2

相続、遺贈又は贈与に因り第 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の移転があつた場合においては、相続、遺贈又は贈与の時に於いて、その時の価額により、同項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

前項の規定は、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、相続開始の時に於いて被相続人が有していた財産の価額から被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む。）の金額及び葬式費用を控除した金額が 30 万円以下であるとき又はその年中に同一人に対してなした贈与に係る財産の価額が 3 万円以下であるときは、これを適用しない。

著しく低い価額の対価で第 9 条第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する資産の譲渡があつた場合においては、その譲渡の時に於ける価額により、当該資産の譲渡があつたものとみなして、この法律を適用する。

この規定の基となるシャープ勧告の記述は以下のとおりであるが、要するに、資産増加益への課税繰延べの長期化を避けるために、機会あるときには、資産増加益への課税が必要であるという考え方であつた。法人の無償譲渡への課税の根拠が、個人にも当てはまる面があるように、シャープ勧告のこの考えも、法人の無償譲渡への課税についても当てはまる面があるように思われる。

「要するに、税制改革の方針の目的を十分に達成しようとするならば、キャピタル・ゲインの全額課税は、絶対に逸脱や妥協の許されない一点なのである。

発生した所得に対する厳格な課税理論にしたがえば、納税者の資産の市場価値の一年内の増加額は、毎年これを査定し課税すべきものとなる。しかし、これは困難であるので、実際においては、この利得は、納税者が、その資産を売却して、利得を現金または他のより流動的な形態で実現する場合に限って課税すべきものとされている。この実現が適当な期間内に行われる限り、課税は僅かに延期されたにすぎず基本原則の重要性は何ら害されない。しかし、利得

の算定を無制限に延期すれば、納税者は本来ならば課せられるべき税負担の相当部分を免れることができるから、無制限の延期は防止する必要がある。これを防止する最も重要な方法の一つは、資産が贈与または相続によって処分された場合に、その増加を計算して、それを贈与者または被相続人の所得に算入せねばならないものとするところである。前述の不規則所得に対する方法にしたがって税額を算出すれば、その所得を不当に高額所得のランクに押し上げることは防止されるであろう。したがって、相続の場合には、税額を将来調整することはないが、これは重大なことではない。この税額は、被相続人が納付すべき他の所得税と同様にこれを控除したうえで、相続税が算出されることは言うまでもない。

キャピタル・ゲインに対する課税は、資産の売却または投資の切替を引き延ばす傾向があるが、贈与または死因移転の時に資産増加所得分に対し課税することになれば、この傾向は減退することになる。贈与または死亡の際にこのように税を課さないとすると、納税者は、この税を無制限に引き延して全額免れることもできるかと予想して、すでに価値を増加した資産の売却を引き延す傾向がある。租税は、いずれにせよ早晚納めなければならないということがこの規定によって明らかにされると、資産の処分を厭う傾向は大いに減少し、かかる資産の市場が、この税に基づき妨げられることは少なくなるであろう。」⁽¹³⁾

なお、この少し後に「われわれは、贈与もしくは遺贈による移転の際に資産の増価額を所得に算入するよう勧告しているのであるから、最終計算の延期に対しては、いささか放漫のようであるが合理的な制限を加えているわけである。したがって、われわれは、無制限にあらゆるキャピタル・ロスの全額控除をも勧告するものである。こ

のようにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを完全に認めた場合にのみはじめて所得税は、理論上かくあるべき公平な不偏な、かつ非抑圧的な税となることができるのである。」⁽¹⁴⁾とも言っているので、ロスの扱いとも合わせた議論となっていることには留意が必要である。

昭和 25 年税制改正では、贈与税・相続税についての改正も行われている。相続税は明治 38 年から導入されているが、もともとは遺産課税方式であったところ、昭和 25 年税制改正で遺産取得課税方式に改められた。昭和 22 年 3 月の税制改正法において、所得税に譲渡所得課税が導入されるとともに、相続税を補完するものとして贈与税が導入されていた（遺産課税方式に倣い、贈与者に課税するもの。）。後述するが、贈与の場合には、贈与時の譲渡所得課税は行われなかったが、取得費を引き継ぐ方式が採られており、譲渡者に生じた資産増加益に対し、（後日譲受者が譲渡した場合の）所得税と贈与税とで二重に課税される形になっていて、税制担当者もこの点は認識していたようである。結局、シャウブ勧告に基づく昭和 25 年税制改正で、譲渡所得課税においてみなし譲渡課税が導入され、贈与税・相続税が遺産取得課税に変更された。これにより、贈与の場合、贈与者において資産増加益を課税（みなし譲渡課税）した上で、受贈者は時価で取得したものとして、取得については贈与税が課され、取得費を時価とするという、全体として首尾一貫した課税制度が導入されたことにより、ひとまずの解決を得た⁽¹⁵⁾。

昭和 25 年税制改正により導入された（旧）所得税法 5 条の 2 は、現在の所得税法 59 条につながるもので、条文から、あるいは「みなし譲渡」と称されることから判るように、贈与は、譲渡所得を起因させる「譲渡」には含まれていない。これは、昭和 22 年に譲渡

所得課税が開始されたとき以来のことで、そのときも贈与を、譲渡所得課税の対象となる「譲渡」から外している。

ここで、遡って譲渡所得課税の歴史を振り返ると、所得税において譲渡所得・一時所得が課税されるようになったのは、昭和 22 年の税制改正によるもので、譲渡所得は昭和 22 年 3 月成立の所得税法改正（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 27 号⁽¹⁶⁾）、一時所得は昭和 22 年 11 月成立の所得税法改正（昭和 22 年 11 月 30 日法律第 142 号⁽¹⁷⁾）により行われている。

昭和 22 年 3 月改正法において譲渡所得課税が導入されたときの条文は以下のとおりである。

第九條

（第一項）所得税の課税標準は、左の各号に規定する所得につき当該各号の規定により計算した 金額の合計金額（以下所得金額という。）による。

第七号

不動産、不動産上の権利、船舶（建造中の船舶を含む。）、鑛業若しくは砂鑛業に関する権利若しくは設備又は株式その他命令で定める資産の譲渡に因る所得（前号に規定する所得及び営利を目的とする継続的行為に因り生じた所得を除く。以下譲渡所得という。）は、その年中の総収入金額から当該資産の取得価額、設備費、改良費及び譲渡に関する経費を控除した金額の十分の五に相当する金額

また、本号に、「取得価額」とあるが、取得価額に関する規定は以下のとおり。

第九條

（第三項）第五條第三項の規定は、第一項第七号に規定する株式その他命令で定める資産の取得価額について、これを準用する。

第五條

（第三項）株式の消却に因り支拂を受ける金額又は退社、脱退若しくは出資の減少に

因り持ち分の拂戻しとして受ける金額がその支拂又は拂戻を受ける社の当該株式又は出資を取得するために要した金額を超過する場合においては、その超過金額は、これを法人から受ける利益の配当又は剰余金の分配とみなして、この法律を適用する。

前項の規定の適用については、相続、贈與その他命令で定める事由に因り、株式又は出資を取得した場合においては、被相続人、贈與者その他命令で定める者がその株式又は出資を取得するために要した金額は、これを相続人、受贈者その他命令で定める者がその株式又は出資を取得するために要した金額とみなす。

前二項の株式又は出資を取得するために要した金額は、株式若しくは出資の拂込済金額（会社が額面以上の價額で株式を発効した場合の額面を超える金額又はこれに準ずる金額を含む。）又はその株式若しくは出資の譲渡を受けた場合の対價の價額による。

これらは直截的な規定ではないが、贈与等は、9 条 1 項 7 号における譲渡所得課税の対象外とされ、さらに、譲受人が取得価額を引き継ぐ扱いとされていたことは、本稿で引用する文献からも示唆されるところである⁽¹⁸⁾。条文上は、贈与等は、9 条 1 項 7 号における「資産の譲渡に因る所得」には含まれないと解することが相当といえ、この条文の造りは現行法にも引き継がれていると考えられる。これは所得税法の規定の一般的な理解のようである⁽¹⁹⁾。しかし、贈与において資産は交付されているので「譲渡」には含まないという造りはなかなか判りにくいかもしれない。贈与も「譲渡」に含めた上で、収入金額がないことから、「譲渡による所得」はないと捉える造りもありうると思う。

さて、みなし譲渡課税は、結局は受け入れられず、相続については昭和 27 年に廃止された。昭和 35 年 12 月の税制調査会答申では、

「相続の場合は、本人の意思に基づかぬ資産の移転であり、しかも、相続税負担も相当重いので、相続の際のみなし譲渡課税を廃止して被相続人の取得価額を相続人に引き継がせて譲渡所得の課税の延期を認めることとし」とある⁽²⁰⁾。その後、贈与については昭和 48 年に廃止され、贈与・相続時には譲渡者への資産増加益は課税されず、譲受人において取得費を引き継ぐ現在の仕組み（以下、「課税繰延方式」と称する。）となった。現行法においては、「みなし譲渡」（所得税法 59 条）として、贈与者に資産増加益への課税が行われるのは、贈与先が法人の場合等に限られている。

（注）みなし譲渡課税は、相続については、昭和 27 年税制改正において廃止された。贈与については、昭和 37 年に納税者の選択により適用を受けないことができることとされ、昭和 48 年の税制改正において廃止された。その後は、みなし譲渡課税は、①法人に対する贈与、②限定承認に係る相続、③法人に対する遺贈、④個人に対する包括遺贈で限定承認に係るもの、及び⑤法人に対する低額譲渡の場合に限られ、現在に至っている。

このように、個人間贈与について、「みなし譲渡課税」が廃され、「課税繰延方式」が採られて久しいところではあるが、「みなし譲渡課税」が本来合理的な制度であるとする点は、以下の最高裁判決でも述べられていて定説と言ってよいだろう。

「譲渡所得課税の趣旨からすれば、贈与、相続又は遺贈であっても、当該資産についてその時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税がされるべきところ（法 59 条 1 項参照）、法 60 条 1 項 1 号所定の贈与等にあつては、その時点では資産の増加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡所得について納税者の納付を得難いことから、これを留保し、

その後受贈者等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたものである。」⁽²¹⁾

個人間の贈与においても「みなし譲渡課税」することが本来であると考えれば、法人税や現在の「みなし譲渡課税」も含めた贈与の扱いは全体的に整合的なものとして理解することができる。以上、所得税、法人税の各規定の仕方、趣旨はそれぞれのものがあるが、全体として、「贈与時に贈与者に資産増加益に課税することが原則であつて、個人間の贈与にのみ課税繰り延べ措置が講じられている」という理解が成り立つことを述べた⁽²²⁾。

第 3 節 贈与と相続

最後に、贈与と相続を同一視できるかである。一般には、贈与税は生前贈与による相続税の潜脱を補完するものと位置付けられる。本章のように、贈与税を贈与そのものに担税力を見出す税とみた上で相続税をみると、受贈側においては、純資産の増加は取得の経路にかかわらず認められるので、課税対象とするかどうかにおいては贈与と相続とに差異を考えるべきではなく、差異は、求める税負担の水準において計られるだろう。贈与側については、相続は死という偶発的な事象にかかり、かつ、贈与者は死んでいるので、意思に基づく贈与とは同一視できないという考えもありうる。しかし、もし相続を贈与と別の扱いとして、相続時には被相続人の資産増加益を非課税にすると、資産を死亡時まで保有する誘因となるだろう。資産を保有しているままでも、例えば資産を担保に時価を基にした借入れを行うことで、経済的に資産を現金化することができ、そういった手法を採りつつ資産を死亡時まで保有すると、譲渡益課税を免れることができる。相続は、偶発的とはいえ、いつかは資産を移転することになるといえるので、結局は、贈与側の扱いは、相続

の場合にも同等とせざるをえないというのが結論である。

第3章 所得税と贈与税・相続税

第1節 所得税の非課税規定の意味

次に、受贈者側の課税に話を戻す。

所得税において譲渡所得・一時所得が課税されるようになったのは、既述のとおり、昭和22年の税制改正によるものである。譲渡所得は昭和22年3月成立の所得税法改正(昭和22年3月31日法律第27号)であり、一時所得は昭和22年11月成立の所得税法改正(昭和22年11月30日法律第142号)により行われている。

譲渡所得については、前章で述べたとおりである。一時所得については、昭和22年3月改正法時点では一時所得は非課税のままであった。条文は以下のとおり⁽²³⁾。

第六條

(第一項) 左に掲げる所得については所得税を課さない。

第五号

第九條第一項第八号に規定する所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得(第四十二條第一項に規定する所得を除く。)

(注) 第42条1項は、報酬、謝金等に対する源泉徴収の規定。

第九條

第八号

前各号以外の所得(以下事業所得という。)は、その年中の総収入金額から必要な経費を控除した金額

昭和22年11月改正法において、第6条第5号の改正及び第9条第1項に第8号を追加することで、一時所得課税が導入された。

第六條

(第一項) 左に掲げる所得については所得

税を課さない。

第五号

第九條第一項第八号に規定する所得のうち、贈与、遺贈又は相続に因り取得したもの、生命保険契約に基き死亡を原因として支払いを受けた保険金、傷害保険契約又は損害保険契約に基き支払を受けた保険金、損害賠償に因り取得したもの、慰料その他これらに類するもの

第九條 (第一項)

第八号

「前各号以外の所得で営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得(以下、一時所得という。)は、その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額の十分の五に相当する金額」

(旧第八号は、条ずれにより、第九号となる。)

この改正でわかるように、贈与・相続に因り取得した所得は、一時所得に該当するとした上で、所得税非課税とされている。

前章で述べたように、昭和22年税制改正時の税制において、贈与税は遺産課税方式であったので、譲渡所得課税との調整は必要であったかもしれないが、この点は、昭和25年税制改正により合理化されたといえ、贈与税・相続税が取得課税に改正されると、今度は一時所得課税との調整が必要となる。この点については、シャープ勧告では、明示的には記されていない。昭和22年税制改正時から一時所得課税において贈与・相続は非課税とされており、昭和25年税制改正においてもこの非課税措置は維持されている。贈与税・相続税が取得課税へと変更になったのであるから、所得税を非課税とすることは尚更であったといえる⁽²⁴⁾。なお、利子、配当といった運用所得は、明治20年の所得税創設以来課税対象であり、上記の昭和22年11月改正

法、第九條（第一項）第八号「前各号以外の所得」の各号の所得（利子は一号、配当は二号）に該当するため、一時所得には該当しない。

所得税法 6 条 5 号は、その後、昭和 40 年の所得税法の全文改正において、現在の 9 条 16 号の書きぶりとなった。従来の規定が一時所得に含まれることを明記した上で非課税とする書きぶりが、そのことが文言からは判然としなくなった。号数の位置としても一時所得の位置にあるといえ、基本的には従前どおり一時所得の非課税と読むべきと思う。

第 2 節 所得税に代えて贈与税・相続税で課税するということの意義

贈与税は、生前贈与による相続税の潜脱を防止するという趣旨とされるが、ここで一時所得課税と贈与税を比較してみると⁽²⁵⁾、同額の贈与を得た場合、贈与税のほうが総じて重課（一部軽課）されている⁽²⁶⁾。資産を犠牲にすることなく取得することに追加的な担税力をみていることや現行の課税繰延効果が考慮されているものとも考えられる。

これに対し、相続税には、一時所得課税と比較して相当の軽減措置が講じられているといえる。相続による取得を、仮に現在の所得課税の一時所得の対象とする場合には、相続税の 3,000 万円という基礎控除が効くので少額の取得の場合は明らかに免除ないし軽減され、高額の遺産取得になると重課されるという構造となっている⁽²⁷⁾。一時所得課税に代えて相続税で課税するということは、多数には軽減免除し、高額相続人を重課することになっていると理解すべきである⁽²⁸⁾。

第 3 節 結論

贈与への課税方式としては、贈与者・受贈者への課税を合わせてみたときに、受贈者へは取得資産の時価を所得とみて課税し、贈与者には贈与時に資産評価益に課税するとともに、

受贈者は取得資産の時価を取得費とするという課税方式が合理的である（以下、「原則に即した扱い」と称する。）。。

要すれば、昭和 25 年税制が採ったものが合理的であったといえるし、現在でも、贈与者・受贈者のいずれかに法人が関与する場合にはそうなっている。

個人間の贈与の場合には、これが修正されているのであるが、「原則に即した扱い」からの乖離を捉えたと、

- ① 対個人贈与の贈与者への譲渡所得課税は、受贈者の売却時まで繰り延べられ、
- ② 受贈者には、一時所得課税に代えて、贈与税・相続税が課税され、一時所得課税に比して、贈与税は総じて重課（一部軽課）、相続税は多数には軽減免除、高額相続人を重課する、

ものとなっている（以下、「原則から個人間贈与を修正した扱い」と称する。）。。

贈与税を一時所得課税より重課するのは、無償の取得であることや譲渡所得課税の繰延効果等を考慮すると合理的といえるが、一時所得課税に代えて相続税を課することは、多数にとっては軽減免除であり、相続時まで資産譲渡を繰り延べる誘因が相当組み込まれたものとなっているといえるだろう。

なお、条文上の整理としては、①の旨は、譲渡所得課税における「譲渡」に贈与を含まないと解し、取得費の引継ぎ規定により定められ、②の旨は、贈与等については、所得税法における一時所得課税を非課税とし（所得税法 9 条 16 号がこれにあたる）、別に贈与税・相続税の定めるところにより課税が行われることになる。

第 4 章 生保年金判決

第 1 節 生保年金判決の内容

本事案は、年金払特約付きの生命保険契約の被保険者でありその保険料を負担していた

夫が死亡したことにより、同契約に基づく第1回目の年金として夫の死亡日を支給日とする年金の支払を受けた上告人が、当該年金の額を収入金額に算入せずに所得税の申告をしたところ、所轄税務署長から当該年金の額から必要経費を控除した額を上告人の雑所得の金額として総所得金額に加算することなどを内容とする更正を受けたため、上告人において、当該年金は、相続税法3条1項1号所定の保険金に該当し、いわゆるみなし相続財産に当たるから、所得税法9条1項15号により所得税を課することができず、上記加算は許されない旨を主張して、上記更正の一部取消しを求めた事案である。

最高裁判決では以下のように判示している。
 (1)所得税法9条1項は、その柱書きにおいて「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」と規定し、その15号において「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）」を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

(2)相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、当該保険金の

うち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、相続により取得したものとみなす旨を定めている。ア⁽²⁹⁾上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解されるところ、年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、イこの価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、ウその価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、エこれらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。

(3)本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有期定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課する

ことは許されないものというべきである。

第2節 最高裁判決の理解

所得税と相続税の二重課税についての所見は、上記(1)に記されているが、所得税法9条1項15号⁽³⁰⁾が一時所得課税と相続税の調整を図る規定と理解のもとでの記述として読んで理解できる記述である。

本件は、受取が一時金ではなく年金の方法であるため、所得区分としては、一時所得ではなく雑所得とされる。所得税法9条1項15号は一時所得課税との調整ではあるが、上記(2)アにおいて「上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解される」として、一時金のなかに年金の方法による受取が含まれるとして、上記(2)イでは、「将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額」として、年金の金額から一時金に還元できるとみて、上記(2)ア、イを合わせて、年金の方法と一時金とを同値とみている。そして、上記(2)ウにおいて、年金の方法で支払われる金額のなかに、一時金の支払いと同値の部分と運用益に相当する部分とがあることを示し、上記(2)エにおいて、一時金の支払いと同値の部分について、相続税により課税されるものとして、所得税では9条1項15号の非課税の対象となるとしている。

所得税法9条1項15号を、一時所得課税を対象とするところから、一時所得の性格を帯びる雑所得にも及ぼしているところが特に提示された判断であるが、それ以外は、所得税法9条1項15号が一時所得に該当しない所得（本件では、譲渡所得及び運用所得）に関するものではないことを基礎として読めば、この部分も素直に理解できる部分である。

よって最高裁判決は、所得税法9条1項15号は、①一時所得課税と相続税の調整を図るものであり、②譲渡所得課税や運用所得課税と相続税との調整を含意するものとはしてい

ない、③ただし雑所得のなかには、一時所得の性格を帯び、所得税法9条1項15号の対象となるものがある、そして、④保険契約による一時金と年金とは同値である、と判示していると理解できる。①と②は既に述べた。以下、③と④について付言したい。

第5章 一時所得と雑所得

そこで、最高裁判決の判示事項と理解できる、一時所得と雑所得との関係である。

制度の経緯を改めて述べると、一時所得は、昭和22年3月改正法により「前各号以外の所得（事業等所得）」を課税としつつ「そのうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」を非課税としていたところを、昭和22年11月改正法により、「前各号以外の所得（事業等所得）」を課税するという構成を維持しつつ、「前各号以外の所得で営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得（以下、一時所得という。）は、その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額の十分の五に相当する金額」として課税に含め、ただし、贈与及び相続による取得の場合は、引き続き「所得税を課さない」としていた。昭和25年改正により、「事業等所得」から、不動産所得と事業所得を区分し、その他の所得を雑所得として残した。

すなわち、下記のとおり、事業等所得から一時所得が派生し、事業所得・不動産所得・雑所得が派生していった。

昭和22年3月	昭和22年11月	昭和25年3月
事業等所得 →	一時所得	
	事業等所得 →	事業所得
		不動産所得
		雑所得

雑所得は、バスケットクローズなので、多

様なものが含まれ、一つに性格付けることは難しい。生保年金判決は、9条1項15号の射程としてではあるが、雑所得のなかに一時所得の性格を帯びるものを認めたものと考ええる。こうしてみると、昭和40年の全文改正において、9条1項15号が所得区分を明記していないのは、こうしたことを含意していたのかもしれない。

雑所得と事業所得や不動産所得との類似性はもとよりのことだが、一時所得との関係では、最近では、馬券の払戻金に対する課税が論じられており、一時所得と雑所得との関係も様々なものがありうるので一括りにはできないだろう。一時所得と雑所得の類似性が問われる場面は他にもあって、特に、生保一時金と生保年金に類似するものとして、退職一時金と公的年金がある。退職一時金には退職所得控除が認められており、企業年金にも公的年金等控除を適用するといった扱いとなっていることは、両者のバランスに配慮したものといえよう。

第6章 生命保険の一時金と生保年金との関係

一時金と年金払いとのバランスを図るといふ考えが一般にあるのであれば、生保年金についても同じ考えを採っても良さそうであるが、訴訟において、課税庁の主張は、「被相続人の死亡により、生命保険契約に基づき、相続人その他の者が定期金に関する権利（年金受給権等）を取得した場合においては、その相続開始時に存在するのは、基本権としての当該定期金に関する権利（年金受給権等）のみであって、その後発生する支分権及びその行使として給付される個々の定期金（年金等）それ自体は同号にいう「保険金」に該当しない」（課税庁の一審における主張）というもので、「定期金に関する権利と、年金で支給された現金とは別の所得である」ということを基本に、9条1項16号が否定している二

重課税には当たらないと主張していた。

これに対して、最高裁は「イこの価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、ウその価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。」として、生保年金においても一時金と年金払いが同値であるとし、課税庁の主張とは異なる判断をしたものといえる。

しかし、従来の課税方式については、昭和38年12月の「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」（税制調査会）において以下の記述がある。

「被相続人が掛金を負担した年金契約に基づく年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行われ、さらに相続人がその年金受給権に基づき支払を受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残額に対して所得税が課税されることとなつていところから、二重課税の弊をまぬがれないとの意見がある。

これについては、一般に資産を相続した際相続税が課税され、さらに相続人がその資産を譲渡すれば被相続人の取得価額を基として所得税が課税されることと同じ問題であつて、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考える。」³¹⁾

この「所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考える。」の部分、「別個の体系の税目」とあるところは、相続税を一時所得課税と読み替え「譲渡所得課税は贈与者への課税、一時所得課税は受贈者への課税であつて、それぞれ別のものである」ということを述べていると理解できる。

なお、税制調査会答申は、「ただし、相続税の評価において、山林について認められているような被相続人の生存中に発生した所得に係る所得税相当分を減額する措置を講ずることについて検討するものとする。」と続けている。これは、立木評価の規定（相続税法 26 条）⁽³²⁾に言及しているが、定期金については同じ措置は講じられることはなかった⁽³³⁾。

このように、従来の課税方式も、政府税制調査会における検討を経て維持することが適切と評価され、長年運用されてきたものであり、当時としての合理性はあったものと考えられ、この点を敷衍したい⁽³⁴⁾。

まず、生命保険においては、受け取った保険金のうち、払い込んだ掛金を上回る得る部分（保険差額利益とよぶ）が生じる。保険金を生前に受け取っていれば、保険差額利益は所得税の対象となる（一時所得）が、死亡により相続人が受け取る場合には相続税の課税資産に含まれる、すなわち相続人の一時所得として扱われる。よって、被相続人において生じていたであろう保険差額利益は課税されない。

保険差額利益は、キャッシュフローの動きだけみれば資産増加益に似ており、譲渡所得課税に準えれば、無償譲渡において譲渡時の譲渡者への資産増加益は、繰り延べでもなく、非課税とされる扱いとなっていることになる。ただし、保険差額利益に対し、仮に、被相続人において生じたと擬制して課税されるとすれば、被相続人における所得区分は譲渡所得ではなく一時所得であり、かつ、（課税後の）保険金全額が相続人における一時所得課税（の代替としての相続税）の対象となる。ここで被相続人における課税の繰り延べを認めるとすれば、相続人において、保険差額利益に対して譲渡者としての一時所得課税が行われるとともに、譲受者としても保険金全額が一時所得課税（の代替としての相続税）の対象となることになる。現行法の扱いは、みな

し相続財産としているので、被相続人において生じたとみなされるであろう保険差額利益は非課税となっている。

そこで、従来の課税方式についてであるが、定期金に関する権利（基本権）が一時所得、支給された年金（支分権）が譲渡所得に相当するとみれば理解できるところである。まず、受贈者としての一時所得課税については、定期金に関する権利として相続税・贈与税において課税されており、これは原則どおりである。被相続人が生前掛けていた生命保険年金については、相続人において、被相続人が受け取ったと同じ課税関係が維持されるような形、すなわち、保険差額利益への課税がなされる形で課税がなされる。これは、定期金を一時金に置き換えた上で、譲渡所得課税に準えれば、無償譲受した資産の取得費を引き継ぎ、当該資産の資産増加益が実現したときに譲渡所得課税がなされるという「原則から個人間贈与を修正した扱い」となっていることになる。

このようにみると、死亡保険金を一時金で受け取れば保険差額利益が非課税となっており、年金払いで受け取れば保険差額利益への課税が行われるという相違があった。一時金の扱いを死亡時に生じる場合の特別な扱いとし、死亡時を離れて受け取る場合には原則に近い扱いとするということであり、これには当時としての合理性はあったと考える⁽³⁵⁾。すなわち、従前の扱いは、年金払いのキャッシュフローは、被相続人の生前の拠出から生まれるものとみていたのである。

これに対し、最高裁判決を受けた法改正後の現行の扱いは、年金払いのキャッシュフローを、相続時に受け取った一時金の分割払いと捉え、年金払いでの受け取りにおいても保険差額利益部分は非課税扱いとされ、一時金と整合的な扱いとなっている。

従来、被相続人の掛けた保険料の見返りと捉えていた年金払いのキャッシュフローを、

判決では、相続時に受けた一時金の分割払いと捉えなおし、その実質的な意味は、死亡一時金に認められる保険差額利益の非課税を年金払いにも及ぼしたものである。これは、所得税法 9 条 1 項 15 号の解釈を通じてキャッシュフローの意味を転換したという、鮮やかな手法であったといえよう⁽³⁶⁾。

ここで、最高裁判決を理解する上で、平成 22 年度改正（平成 22 年 3 月 31 日法律第 6 号）において、相続税法の改正が行われ、定期金給付契約に関する権利の評価が改正されていた（相続税法 24 条及び 25 条）ことを留意しておく必要があるだろう。

相続税法において、定期金給付契約に関する権利の評価は、残存期間に受けるべき金額の給付金額の総額に一定の割合を乗じて計算される。その割合は、従前は、実際の受取金額の現在価値に比べ低いものとなっていた（例えば、給付金が発生している定期金について、残存期間 10 年で 100 分の 60、減額割合の最大は残存期間 35 年超で 100 分の 20）ことから、平成 22 年度改正により、残存期間に応ずる予定利率による複利年金現価率に基づくものとされた（すなわち、相続税上の評価額の引き上げが行われた。）。

この改正により、定期金の評価額は年金払いの現在価値であることが明確になった。すなわち、年金払いが、被相続人の掛けた保険料の見返りというよりも、相続時に受けた定期金の分割払いであるという性格付けは明確になった。生保年金判決は、この制度改正をみて定期金の分割払いという性格付けの根拠を得たとみたかもしれないし、あるいは、定期金の評価に関する改正が行われたことの背景に、定期金の分割払いという性格付けが定着していたと見たのかもしれない。

訴訟の対象となった年金は平成 14 年に支払われたものなので、平成 22 年度改正前のものであるから、平成 22 年度改正を考慮に入れたものであるとはいえないが、判決は、

この判決が将来にわたり影響があることを考慮したのかもしれない。少なくとも、その背景にある年金払いの性格付けの変化を見て取った上のこととはいえると思われる。

第 7 章 法改正による対応

第 1 節 その後の対応

最高裁判決は個別事例に対する判断であるが、税務当局としては、判決の意図するところを一般化していく必要がある。

そこで、まずとるべきは、最高裁判決の射程をどのように受けとめるべきかを定めることであつた。最高裁判決が違法としたのは 1 年目の支払いのみであり、以降の課税処理についても具体的に述べることはなく、また、「同一の経済的価値に対する相続税・贈与税と所得税の二重課税を排除したもの」という表現は、所得税と相続税・贈与税を巡る様々な議論への波及も惹起させるものであつた。

生保年金判決は所得税法 9 条 1 項 16 号の解釈を変更するもので、過去の納税者との課税関係にどこまで遡って適用するかが問題となった。本件のように課税実務が過去相当長期間に渡り積み上がっており、かつ、生保年金の受給者数は毎年相当多数に上り大量処理されているので、既往の制度で対応しきれるものではなかったといえる。

税務当局が、最高裁判決の一般化には、判決の直後から、従来にない対応により臨んだが、それは、このような問題状況が背景にあったものと思われる。

第 2 節 判旨の整理

まず、最高裁判決の射程を整理するために、政府税制調査会に、税法学者 8 名からなる最高裁判決研究会が設けられた。同研究会は、『最高裁判決研究会』報告書～『生保年金』最高裁判決の射程及び関連する論点について～（平成 22 年 10 月 22 日）をまとめ、判決

の趣旨及びその射程等について整理を行った。以下、以後の法改正につながる点と思われる箇所を摘出する。

「(最高裁判決の直接の射程として)法令の解釈変更により実務上対応すべきものは、同上(相続税法 24 条)によって評価がなされる相続財産(「定期金」)に限定されるところと考えるのが相当である。」

「最高裁判決は「運用益」との概念を導入し、各年の年金の支給額を相続時の現価に相当する部分とその余の部分とに分ける立論を行っている。この判示内容に鑑みれば、今般の最高裁判決の解釈としては、「運用益」部分には所得税を課する趣旨と考えることが相当である。」

「相続税・所得税の課税関係において上記①に述べた土地、株式等の値上がり益と定期預金の既経過利子等とは本質的に変わるところがないにもかかわらず、被相続人に生じている未実現の利得について実現段階で相続人に課税されることについて、前者には所得税法 60 条 1 項という明文規定がおかれ、後者には明文の規定がないことで、今後、上記と同様な議論が生じ得ることを考慮すれば、この際、現行の取扱いについて、確信的な意味で立法的手当てを講じておくことが望ましいものとする。」

第 3 節 制度改正

次に、最高裁判決を受けて、制度部局・執行部局において、「相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更等の方向性について」(平成 22 年 10 月 1 日 財務省・国税庁)を公表し、対応の方向性を示した。

具体的な方策として採られたのは、

1) 課税方式の変更(含む納税環境整備)

2) 遡及対応

がその内容である。

政令改正で対応できる事項は、政令改正に

より対応し(平成 22 年 10 月 20 日公布・施行)、法律改正を要するものは、平成 23 年度税制改正により対応した(平成 23 年 6 月 30 日法律第 82 号)。

1 相続等生保年金についての所得税の課税関係の変更

1) 所得計算方式の変更

最高裁判決により課税関係の変更が必要となる年金についての課税関係の変更を行うことが必要であるが、これは、従来の課税関係は政令で定められており、新たな課税関係も政令改正により対応している。

まず、新たな課税関係の対象を「相続等保険年金」(契約者と年金受取人が異なる、被保険者死亡により年金が支払われる場合(贈与・相続とみなされる年金の場合))と定義し、課税部分(運用益部分)と非課税部分(定期金として相続税が課された部分)に振り分けて、課税部分の所得の計算をすることとした。

課税部分・非課税部分の振り分けは、平成 22 年度相続税改正の前後で、定期金の評価方法が改正されているので、旧相続税対象年金と新相続税法対象年金とにわけ、旧法相続税法対象年金については、最高裁判決を踏まえ残存期間年数をもとに行い、新相続税法対象年金については、当該年金に係る相続税評価割合をもとに行うという考えで運用益部分の計算方法も制定された(簡便な単利計算を採用している。)

これに伴い、国税庁においても、所得税法の解釈通達を発遣し、保険年金の税務上の取扱いが変更された。

2) 納税環境整備

相続等保険年金について、課税方式が変更されることに伴い、源泉徴収を廃止する一方、正確な所得計算ができるように支払調書の提出を求めることとした

(従前の少額提出不要を廃止。)。これは、法改正により対応した。

2 遡及対応

課税方法の取扱いの変更に伴い、過去 5 年分（平成 17 年分以降）については、納めすぎとなった所得税について、更正の請求又は還付申告の手続きに従って、所得税の還付が行われた（申告を行っていた者の場合、更正の請求は、その取扱いの変更を知った日から 2 月以内に行う必要がある（通則法 23②三、通令 6①五））。これは、既にあった更正の請求又は還付申告の手続きに則ったものである。

しかし、税務当局は、10 年間の遡及を決定し、平成 22 年 10 月 1 日に、「平成 12 年分以降平成 16 年分以前の「保険年金」に係る所得税について特別な還付措置を講ずる」という対応の方向性を公表した。これを実施するためには、法改正が必要であり、立法措置により以下の制度を創設した。

1) 特別還付金支給制度の創設

平成 12 年分以降平成 16 年分以前の年分に係る納めすぎとなっている所得税に相当する額を支給するための特別還付金の支給制度が創設された。

特別還付金の支給を受けようとする者は、改正法施行日から起算して 1 年を経過する日までの間（平成 23 年 6 月 30 日から平成 24 年 6 月 29 日までの間に、特別還付金請求書を所轄税務署長に提出することとされた⁽³⁷⁾。

2) 相続等にかかる保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例の創設

課税の取扱いの変更に伴う更正の請求は、取扱いの変更を知った日から 2 月以内に行う必要がある（通則法 23②三、通令 6①五）が、対象保険年金に係る保険金受取人等に該当する者の場合は、改正法施行日から 1 年以内（平成 24 年 6 月 30 日まで）に、更正の請求を行うことがで

きるものとされた（措法 41 の 20 の 2、措令 26 の 29 の 2）。この特例の創設により、相続等保険年金の支払を受けた者が、平成 17 年分以前の年分についての特別還付金の請求と併せて、平成 18 年分以降の年分について更正の請求を行うことができる。

（注）更正の請求の請求期限は平成 24 年 6 月 29 日であったが、請求期限後も、制度としては残されていた。令和元年度税制改正に至り、過去の還付手続きもすべて終了し今後の適用も認められないことから、特別還付金（旧措法 97 条の 2）及び更正の請求の特例（旧措置 41 条の 20 の 2）はともに廃止された。

3 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算の明確化

「最高裁判決研究会」報告書の「相続税・所得税の課税関係において（上記①に述べた）土地、株式等の値上がり益と定期預金の既経過利子等とは本質的に変わるところがないにもかかわらず、被相続人に生じている未実現の利得について、前者には所得税法 60 条 1 項という明文規定がおかれ、後者には明文の規定がないことで、今後、上記と同様な議論が生じ得ることを考慮すれば、この際、現行の取扱いについて、確認的な意味で立法的手当てを講じておくことが望ましいものとする。」を踏まえ、以下の条文が設けられた。

贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算の明確化

第 67 条の 4 居住者が第 60 条第 1 項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由により利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定め

があるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第4節 まとめ

最高裁判決後の対応は、政府税制調査会において射程についての理論的整理を行ない、政令改正で対応できるものは年度改正を待たずに政令改正により対応し、さらに、更正の請求の期間が5年間であるところを、10年間遡及させる立法措置を講じるといった対応を行った。最高裁判決が与えた影響としては、他に類を見ないものといつてよい。

第8章 関連する訴訟

最高裁判決における「所得税法9条1項16号は、同一の経済的価値に対する相続税・贈与税との二重課税を排除したもの」との判断は、所得税と相続税の二重課税に関する訴訟を喚起することとなり、最高裁まで争われたものとして確認できるものは3件の訴訟が行われている。

そのうちの2件は、土地譲渡所得課税と相続税との二重課税を争うもの（所得税法9条1項16号が、譲渡所得にも適用されるか否か）であり、他の1件は、みなし配当所得課税と相続税との二重課税を争うものであった⁽³⁸⁾。

第1節 土地建物相続・譲渡事案

1 事案の概要

納税者は、広島所在の土地及び建物を、平成19年に生じた相続により取得し、平成21年に譲渡を行った。相続税について平成20年5月に申告を行うとともに、譲渡所得について平成21年分の確定申告を行い、その後、譲渡所得を零円とする更正の請求を行った事案である。

2 訴訟の経緯

第一審（東京地判平成25年7月26日）、

第二審（東京高判平成26年3月27日）とも、所得税法9条1項15号の規定は譲渡所得を非課税とするものではないとし、最高裁において上告不受理とされた（最二小決平成27年1月16日）⁽³⁹⁾。

3 主要な判旨

（第一審）

「被相続人の保有期間中の増加益に対する譲渡所得税の課税は、被相続人の下で実現しなかった値上がり益（被相続人固有の所得）への課税を相続人の下で行おうとするものであり、理論的には被相続人に帰属すべき所得として被相続人に課税されるべきものであるから、相続人が相続により取得した財産の経済的価値に対して二重課税されるという評価は当を得ないものである。」

（第二審）

「本件非課税規定の趣旨は、その文言どおり、相続、遺贈又は個人からの贈与（以下、これらを「相続等」という。）に起因する所得に対して所得税を課さないとするにとどまり、相続等によらない（相続等以外の他の原因による所得）に対してまで所得税を課さないとする趣旨を含むものではない。」

第2節 区分所有建物等相続・譲渡事案

1 事案の概要

納税者は、東京所在の区分所有建物及びその敷地の所有権の共有持分を、平成19年に生じた相続により取得し、平成21年に譲渡を行った。譲渡所得について平成21年分の確定申告を行い、その後、譲渡所得を零円とする更正の請求を行った事案である。

2 訴訟の経緯

第一審（東京地判平成25年6月20日）、第二審（東京高判平成25年11月21日）とも、所得税法9条1項15号の規定は譲渡所得を非課税とするものではないとし、最高裁においてに上告不受理とされた（最

二小決平成 27 年 1 月 16 日) (40)。

3 主要な判旨

(第一審)

「相続税の課税対象が、相続人が相続により取得した財産の経済的価値であるのに対して、上記譲渡所得に対する所得税の課税対象となる被相続人の保有期間中の増加益は、被相続人の保有期間中にその意思によらない外部的条件の変化に基因する資産の値上がり益として抽象的に発生し蓄積された資産の増加益（被相続人がその資産を譲渡していれば被相続人に帰属すべき所得）が相続人によるその資産の譲渡により実現したものであるから、当該資産の譲渡により相続人に帰属する所得に所得税を課したとしても、実質的に同一の経済価値に対する相続税と所得税との二重課税が行われることになるとまでいうことはできない。」

(第二審)

「(議論の便宜上、被相続人が価額 80 で購入した土地につき、その価額が 100 となった時点で、A が死亡して相続により相続人 B がこれを取得し、その後、B がこれを他に価額 110 で売却した(A の保有期間中の増加益は 20、B の保有期間中の増加益は 10) という事例を想定し、) B に課される 100 に対する相続税と A の保有期間中の増加益 20 に対する所得税とが、実質的に同一の経済的価値に対して二重に課税するものであるということとはできない。」

第 3 節 みなし配当所得事案

1 事案の概要

納税者は、破産手続き中の法人の株式を、平成 18 年 10 月に生じた相続により取得し、平成 22 年 2 月に残余財産分配金(約 2 億円)を受領した。相続税について平成 19 年 8 月に申告を行う(41)とともに、残余財産分配金のうち資本金の額を超えて配当とみなされる部分の額(みなし配当所得 約

1.8 億円)について平成 22 年分の確定申告を行い、その後、みなし配当所得を零円とする更正の請求を行った事案である。みなし配当所得は清算に伴い生じるもので、運用所得というよりは譲渡所得の性格を持つものと考え、譲渡所得課税と相続税の二重課税の問題と近接していたといえる。

2 訴訟の経緯

第一審(大阪地判平成 27 年 4 月 14 日)、第二審(大阪高判平成 28 年 1 月 12 日)とも、所得税法 9 条 1 項 15 号の規定はみなし配当所得を非課税とするものではないとし、最高裁において上告不受理とされた(最小決平成 29 年 3 月 9 日) (42)。

3 主要な判旨

(第一審)

「所得税法 25 条 1 項 3 号のみなし配当課税は、株主等が法人の精算によってそれまで当該法人に留保されていた利益を残余財産の分配として受けたことを課税対象とするのであるから、当該法人の株式を相続人が相続した場合における株式についての相続税の課税とは課税対象を異にするものであるし、また、上記みなし配当課税は法人に留保されていた利益の分配を原因として実現した経済的利益を課税の原因とするものであることから、上記みなし配当課税の対象となる経済的利益は、所得税法 9 条 1 項 16 号にいう相続等を原因として取得したものであるということとはできない。」

(第二審)

「控訴人らに賦課された所得税の課税対象は、本件会社に係る残余財産分配請求権ないしこれに基づいて交付を受けたみなし配当所得であり、相続税の課税対象とは異なるものであったと認められる。」

「確かに、本件では、本件株式の評価において、財産評価基本通達 189-6 に基づき、清算による残余財産分配見込額の推計計算がされているが、これはあくまでかかる方

法によって本件株式の評価をしたに止まり、本件みなし配当金を含む本件各分配金について相続税が課税されたものでないこと、所得税法が、本件株式の相続による取得とは別に、みなし配当所得が認められる場合に、同所得に対する課税を予定していることは、いずれも（既述されたところ）で認定説示したとおりである。」

第4節 まとめ

生保年金判決を契機として、譲渡所得及び配当所得に係る所得税と相続税の二重課税事案が3件提訴されたものの、いずれも、「所得税法9条1項16号が、同一の経済的価値に対する相続税・贈与税との二重課税を排除したもの」の射程外であるとして、所得税の課税を認めている。そして、これらは、いずれも最高裁における上告不受理により終結している。

司法において、政府税制調査会「最高裁判例研究会」が行った、譲渡所得課税と相続税との関係や、所得税の非課税規定の意義などについての整理が受け入れられており、これに基づく判決後の税制当局の対応が必要十分なものであったという評価も、おそらく得られているといっていよう。

第9章 終わりに

最高裁判決は、長年積み重ねられていた課税実務を覆すものであり、その影響は大きかった。判決直後から、税制当局のとした対応は従来に例を見ないものであった。

判決後10年を経て、関連訴訟も終結し、特例的な法的措置も廃止されるに至った。生保年金判決により、相続等保険年金についての課税方式が修正され、ほか一連の影響はほぼ収束したといっていよう。この間、所得税と相続税との関係についての深度ある検討が行われたことは大きな意義であったといっていよう。

- (1) 所得税法9条1項16号は、課税処分当時は15号であった（平成22年度改正で号ずれ。）。以下、判決文を引用するなかで判例が用いている場合は15号を用いるが、本稿の平文においては、16号で統一する。
- (2) 新旧民法では、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」とされている（新旧民法549条）。
- (3) 例えば、渡辺徹也『スタンダード法人税法（第二版）』71頁（弘文堂、2019）
- (4) 金子宏『租税法（第23版）』195頁（弘文堂、2019）。
- (5) もっとも、無償取得資産については、取得原価をゼロとする説もあるが、企業会計原則ではその考えは採られなかった（新井清光『新版財務会計論（第4版）』77頁（中央経済社、1998）。
- (6) 所得区分は、厳密に言えば個別事情によるが、一般的な例として用いている。以下、所得区分を述べるときは同じ。
- (7) 寄附金控除の対象となりうる公益法人向けの贈与の場合は、控除ではなく、みなし譲渡課税を非課税とする措置が講じられている（措置法40条）。
- (8) 金子・前掲注(4)339頁。「この規定（法人税法22条2項）は、無償（低価を含むと解すべきである）による資産の譲受けその他の取引からも収益が生ずる旨を定めている。（中略）無償の経済的価値の流入が広く益金に含まれると解すべきである」とし、遺贈による資産の取得を例に挙げている。
- (9) 金子・前掲注(4)338頁。
- (10) この部分は、伊藤裕史「法人税法における無償取引課税に関する一考察—法人税法第22条第2項益金の額を中心として—」（第20回入選作品租税資料館奨励賞の部）10頁（租税資料館HPより入手。）を参考にさせていただいた。
- (11) 伊藤・前掲注(10)11頁。
- (12) 所得税法の一部を改正する法律（昭和25年3月31日法律第71号）
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00719500331071.htm
- (13) 福田幸宏監修『シャウプの税制勧告』311-312

頁（霞出版社、1985）。

(14) 福田・前掲注(13)313 頁

(15) 村山達雄「改正所得税法の解説(1)」財政 15 巻 8 号 78-79 頁（1950）。この資料の存在は、渚圭吾「相続税と所得税の関係・再論」神戸法学雑誌 69 巻 1 号 65-66 頁（2019）を参考にさせていただいた。

(16) 所得税法の一部を改正する法律（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 27 号）

<https://hourei.ndl.go.jp/simple/detail?lawId=0000038782¤t=1>

(17) 所得税法の一部を改正する法律（昭和 22 年 11 月 30 日法律第 142 号）

http://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00119471130142.htm

(18) 村山・前掲注(15)78-79 頁や、後述（第 6 章）の税制調査会昭和 38 年 12 月「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」55 頁の記述を参考にした。

(19) 金子・前掲注(4)262 頁において、「譲渡とは、有償であると無償であることを問わず所有権その他の権利の移転を広く観念」するものとされ、売買や交換、競売、公売、収用、物納、現物出資等を含めるときにはこの考えが用いられるが、贈与等は「譲渡」には含まれないというのも有力な見解である（植松守雄『注解所得税法（六訂版）』755 頁（大蔵財務協会、2019））。「みなし譲渡」と称されるということは、贈与等は「譲渡」に含まれないと解さざるを得ないと考えられる。

(20) 税制調査会昭和 35 年 12 月「当面実施すべき税制改正に関する答申（税制調査会第一次答申）及びその審議の内容と経過の説明」369 頁。

(21) 最三小判平成 17 年 2 月 1 日（税資 255 号順号 9918）、いわゆるゴルフ会員権贈与事件判決である。

(22) 個人から法人への贈与でも、法人が公益法人の場合は贈与者を非課税にする措置が講じられている（措置法 40 条）。この措置は、国税庁長官の承認の下で受贈資産が公益目的事業の用に直接供されている限りにおいて、贈与者へのみなし譲渡課税を保留するという取扱いであり、対法人の場合には、課税繰り延べという手法は採られていない。

(23) 前掲注(16) 参照。

(24) 相続税は、昭和 33 年に、税額計算において遺産税方式との折衷方式となったが、受遺者・受贈者において課税されるという点で、遺産取得課税の性格は維持されている。

(25) 本節での所得課税には個人住民税の負担も含める。

(26) 一時所得課税の 50 万円の控除と 2 分の 1 課税を考慮すると、基礎控除 48 万円のもとで、146 万円まで非課税となる。税率も一時所得課税の最低税率は実効 7.5%（国地方合わせた税率 15%の 2 分の 1）であり、贈与税の最低税率 10%を下回るなどから、一時所得課税より贈与税が多くなる。但し、他に所得がある場合、所得控除とは別に基礎控除が認められ分離して課税されるため、贈与税のほうが少ないケースもありうる。

(27) 所得課税と相続税の比較は、他の所得がある場合や家族構成により税額が左右され、制度改正の改正も含め、単純な比較は難しいが、非配偶者の単独相続のケースでも、6,000 万円程度の移転までは相続税のほうが低くなる。

(28) 死亡者のうち相続税が課されるのは 1 割程度であり、所得税であれば、少なくともこれより広汎に課税することにはなるだろう。

(29) この部分の、ア、イ、ウ、エは筆者が付したものの。

(30) 本節では、判決に関する部分なので、所得税法 9 条 1 項 15 号を用いる。

(31) 税制調査会昭和 38 年 12 月「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」59 頁・61 頁。

(32) 税制調査会答申が指摘しているのは、みなし譲渡課税の根拠として、資産を売却して金銭を贈与した場合との整合性があるが、売却に係る譲渡所得課税分、資産が減少するので、資産評価にも売却した場合の譲渡所得税分を減額するという考え方であり、立木評価の規定（相続税法 26 条）はこの趣旨で設けられたとされる（第一法規 武田昌輔「DHC 相続税法コンメンタール」26 条部分）。この議論を「潜在的所得税債務」と称して扱うものとして、篠原克岳「相続税と所得税の関係について―「生保年金二重課税事件」を素材とした考察―」税務大学校論叢 74 号（2012）がある。

(33) 定期金の評価は、昭和 25 年の相続税法全文改正により評価が引き下げられ（従前は、5 年超 15

年以下で100分の70、最長35年超100分の40)、みなし譲渡課税廃止によっても引き下げられることなく、平成22年度改正まで基本的に維持されている。ほか、定期金については、被相続人の生存中に発生した所得が観念できるかといった議論もありえ、検討しても山林と同様の措置には至らないものだったように思われる。

(34) 古田孝夫「最高裁判所判例解説」法曹時報 65巻6号36-38頁(2013)の「ア 争点とならなかったもう一つの課税根拠」で論じられている点は、この部分と符合していると思われる。私見では、課税庁の「基本権と支分権は異なる」という主張は、「もう一つの課税根拠」を主張しているに近いものとみる。

(35) 古田・前掲注(34)38頁では、結論として「被相続人の下で実現しなかった保険差額利益を被相続人の所得として所得税課税の対象とし、又はこれに対する所得税課税を相続人に繰り延べることにすることは、現行所得税法の解釈として困難ではないかと解される。」としている。判決はこの考えに沿っており、従来の取扱いの合理性は否定されている。

(36) 古田・前掲注(34)24頁では、「本件は、年金払の死亡保険金と一時金ないし一時払金としての死亡保険金との間に課税上の差異を設け、年金払の死亡保険金に対してのみ相続税と所得税とを重ねて課税する従来の取扱いが適法なものかどうか、実質的な争点となったものである。」とする。

(37) 特別還付金支給制度に関する各般の取扱いについては、国税庁「特別還付金の支給制度等について(情報)」(平成23年6月30日)がまとめている。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/110630/all.pdf>

(38) 古谷勇二「相続税と所得税の二重課税について—相続税と譲渡所得における二重課税を中心として—」税務大学校論叢 90号210頁以下(2017)が、当時の判決の動きを要約している。なお、当論文については、本稿全般にわたり参考にさせていただいた。

(39) 第一審：税資 263 号順号 12265、第二審：税資 264 号順号 12443、最高裁：税資 265 号順号 12586

(40) 第一審：税資 263 号順号 12238、第二審：税資 263 号順号 124339、最高裁：税資 265 号順号 12588

(41) 納税者は、課税財産として、株式評価額及び本件会社の清算配当金の未収入金(合計約4億円)を含めていたが、清算配当金の未収入金は、株式評価において考慮されるものである(財産評価基本通達 189-6 参照)。株式評価額とは別に未収入金を認識することで、所得税との二重課税であることを主張したかったのかもしれない。

(42) 第一審：税資 265 号順号 12646、第二審：税資 266 号順号 12779、最高裁：税資 267 号順号 12990